第 11 回常任委員会
令和6年2月8日決定

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本計画

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関、関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

１　輸送・交通業務の一般的事項

(1)　輸送対象者

輸送対象者は以下のとおりとする。

ア　参加者

（ア）選手団（選手・監督、役員）

（イ）大会役員

（ウ）競技会役員

（エ）競技役員

（オ）招待者

（カ）報道関係者

（キ）視察員

（ク）式典出演者

（ケ）大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等

（コ）競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等

（サ）その他、県または会場地市町村が必要と認めた者

イ　一般観覧者

(2)　実施期間

［国スポ］

原則として総合開会式等の３日前から総合閉会式等の終了１日後までの間とする。

ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

［全障スポ］

原則として開会式２日前から閉会式終了１日後までの間とする。

(3)　業務の範囲

開・閉会式等会場、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅、指定乗降地、宿舎、臨時駐車場、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

なお、輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻を定める輸送実施計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね２km 未満の距離は行わな

い。

ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要があると認められる場合は、この限りではない。

※ 指定集合地：計画輸送の起点・終点となる宿舎近くのバス乗降が可能な場所をいう。

※ 指定下車駅：全国から来県する選手・監督等に宿舎の目標駅等として示す宿舎最寄り駅等をいう。

※ 指定乗降地：全国から来県する選手、役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。

2　全国輸送

(1)　全国輸送計画の策定

県は、全国から来県する選手・監督、役員等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2)　全国輸送の範囲

［国スポ］

各都道府県出発地から宿舎の間とする。

［全障スポ］

各都道府県出発地から指定乗降地の間とする。

(3)　集合・解散の方法

選手・監督、役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の機体変更等座席の確保、その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関、関係団体等に要請する。

※ 自由集合・自由解散：鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することをいう。

(4)　指定下車駅及び指定乗降地の設定

［国スポ］

県が会場地市町村と協議の上、宿舎の最寄り駅等から１か所以上を指定下車駅として設定する。

［全障スポ］

県が、来県の利便性、駅構内及び周辺のバス乗降場の状況、宿舎及び競技会場地へのアクセス等を勘案し、指定乗降地を設定する。

(5)　指定下車駅及び指定乗降地からの輸送

［国スポ］

指定下車駅と宿舎間の輸送は、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

［全障スポ］

指定乗降地と宿舎間の輸送は、輸送距離、道路交通事情ならびに選手、役員等の参集方法を勘案し、県が行う。

(6)　輸送案内

［国スポ］

輸送対象者に対する輸送案内は、県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

［全障スポ］

輸送対象者に対する輸送案内は、県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

3　開・閉会式等の輸送

(1)　開・閉会式等輸送実施計画の策定

県は、式典の実施に係る計画、開・閉会式等の会場整備に係る計画、競技運営計画等を十分に考慮し、開・閉会式等輸送実施計画を策定する。

(2)　開・閉会式等の輸送の範囲

［国スポ］

参加者の総合開・閉会式等における輸送については、参加者の指定集合地と総合開・閉会式等会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

［全障スポ］

開・閉会式の参加者の宿舎または指定集合地と開・閉会式会場及び競技会場の相互間を範囲とし、原則として計画輸送とする。

(3)　指定集合地の設定

開・閉会式等の参加者の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員、道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議して指定集合地を設定する。

(4)　指定集合地と宿舎間の誘導

［国スポ］

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

［全障スポ］

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を県が実施する。

(5)　計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間、道路交通事情等を勘案し、関係機関、関係団体等と協議の上、計画輸送経路を設定する。

(6)　添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時

における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7)　一般観覧者の輸送

ア 公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅・臨時駐車場等からのシャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式等会場の身体障がい者等の輸送については、別途配慮する。

(8)　車両許可証の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるように別に定める許可証を交付する。

4　競技会場地輸送

(1)　会場地市町村輸送・交通業務指針の策定

［国スポ］

会場地市町村の競技会場地輸送業務を推進するため、県は、会場地市町村輸送・交通業務指針を策定する。

(2)　競技会場地輸送計画の策定

［国スポ］

会場地市町村輸送・交通業務指針に基づき、会場地市町村が競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が２市町村以上の会場地で行われる場合は、関係市町村が協議の上、策定する。

［全障スポ］

会場地市町村と調整を図り、県が競技会場地輸送計画を策定する。

5　円滑な輸送の実施

(1)　車両の確保

県及び会場地市町村は、関係機関、関係団体等の協力を得て、必要なバス・タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、開・閉会式等の輸送及び競技会場地輸送に必要な車両台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関、関係団体等に車両確保の協力を要請する。

(2)　公共交通機関の利用促進

県及び会場地市町村は、鉄道及び路線バスの増便・増発を要請する等、関係機関、関係団体等の協力を得て必要な輸送力の確保に努め、公共交通機関の利用促進を図る。

(3)　予備車の確保

県及び会場地市町村は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

(4)　駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情や参加者及び一般観覧者の車両台数を勘案し、関係機関、関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

(5)　交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関、関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な対策を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施にあたっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

6　輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

7　環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式等の輸送及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。

8　その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については別に定める。